

令和7年度韓国市場におけるインフルエンサー等を活用した 誘客プロモーション業務仕様書

1. 委託業務名

令和7年度韓国市場におけるインフルエンサー等を活用した誘客プロモーション業務

2. 事業の目的

徳島県では、令和6年12月26日から運航を開始した徳島＝韓国間の通年運航国際定期便が就航している。また、2024年の訪日韓国人旅行者数は、訪日外国人の国別で1位となり、今後も訪日韓国人観光客市場が拡大・成長すると見込まれている。

この契機を捉え、本県を訪日時の訪問先として認知させ、誘客拡大を図ることを目的に、韓国国内で影響力をもつインフルエンサー等の招聘により、本県の魅力を発信するプロモーションを実施する。

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4. 訴求対象・訴求内容

以下の想定する「ターゲット」に対して、効果的と考えられる「訴求コンテンツ」を中心に本県の魅力を伝えることで、来県意欲の喚起を図る。

（1）訴求対象

・個人旅行者且つ訪日経験者

- ① 20歳代～30歳代 女性（中間所得層～所得上位層）
- ② 20歳代～30歳代 夫婦・パートナー（中間所得層～所得上位層）
- ③ 40歳代～60歳代 夫婦・パートナー（中間所得層～所得上位層）

（2）訴求コンテンツ

- ・徳島県の地域ならではの食事（ナイトタイム含む）、温泉
- ・徳島県内の主要な観光地
- ・徳島県内で体験できるアクティビティなどのスポーツ及び伝統文化

5. 業務委託内容

訴求する対象や内容に留意の上、本業務については下記の手法を用いて実施する。

なお、インフルエンサー招聘時には、徳島－韓国間の国際定期便（イースター航空）を利用することを前提とし、招聘に係る経費、通訳スタッフの手配などの一切の経費は受託者が負担すること。

（１） インフルエンサー招聘

ア インフルエンサーの選定、監督等

- ・「４．（１）訴求対象」記載の各ターゲットに対して影響力のあるインフルエンサー総勢 12 名程度を年 3 回以上（季節ごとの招聘が望ましい）に分けて招聘し、自然、食、文化などの観光コンテンツを中心に発信を行うこと。
- ・インフルエンサーの選定、調整、招聘、滞在支援、活動支援、発信状況、ネガティブチェック等についての管理監督を行うこと。

イ 招聘インフルエンサーの詳細と成果指標の選定

- ・インフルエンサーのプロフィール、選定意図、情報発信可能媒体、過去の発信内容、フォロワー及び属性（性別、世代別など）、徳島県での滞在日数、発信内容、想定リーチ数など、プロモーション効果が予想できる指標を可能な限り提案すること。
- ・YouTube、Instagram、NEVER ブログ等メディア別やマイクロインフルエンサーとインフルエンサーなど招聘者の特性や発信力を加味し、予算内で効果的な発信となるよう提案すること。
- ・選定においては、フォロワー数やリーチ数のみにとらわれず、訴求コンテンツやターゲット、本業務目的との親和性に留意し、インフルエンサーの発案も参考として提案すること。
- ・契約予定期間内での招聘が可能である確認がとれたインフルエンサーを提案すること。契約後に提案していたインフルエンサーが招聘不可となった場合、契約内容の見直しを行う場合がある。

ウ コンテンツ発信及び制作内容に係る諸条件

- ・発信内容は、以下条件を踏まえた内容とすること。
- ① 発信コンテンツから下記ページへ遷移できる流入同線を確保すること。
流入導線の確保が難しい場合、県の SNS メディア等でのリポストや共同投稿、タイアップ投稿などの協議を委託者で行うこと。なお、遷移先ページを契約期間中に追加や変更を行うことがある。

- イースター航空：徳島県特集ページ

<https://www.eastarjet.com/newstar/PGWHC00016>

- 徳島県国際定期便情報サイト「Take Flight Tokushima」

@tokushima_take_flight_official

- ② 制作するコンテンツは、現在の韓国人旅行者の傾向及びニーズ（訪日旅行におけるトレンド、移動手段、食事など）を反映した内容とすること。
- ③ 韓国人旅行者の訪日旅行で需要の高いアクティビティ（ゴルフ等）の徳島県内での体験需要喚起につながる企画やインフルエンサーを含めること。

エ 成果物の提供

- ・インフルエンサーの制作した動画等の一部を本県に就航する航空会社の SNS や徳島県がプロモーションやセールス活動等で使用できるよう提供すること。
- なお、データ提供が難しい場合、県の SNS メディア等でのリポストや共同投稿、タイアップ投稿などについて委託者と協議を行うこと。
- ・制作した動画等のコンテンツは、配信後最低 1 年以上の露出を確保すること。

オ その他

- ・招聘するインフルエンサー及び人数、発信回数、時期、内容等については、公募時の提案をもとに委託者と協議の上、最終決定する。協議において、委託者推薦のインフルエンサー等の招聘に変更または追加を予算内でお願いする可能性がある。
- ・インフルエンサーの招聘時には県職員 1 名程度が帯同する場合もあるため、車両手配について留意すること。

6. 事業の成果把握

発信回数、想定リーチ数等の成果指標(KPI)を設定し、事業成果の把握及び報告を行うこと。※「5. (1) イ」を参照

7. 進捗報告

- ・業務についての進捗報告は随時行うこと。
- ・業務実施後に、実施内容や成果について資料にまとめて報告を行うこと。
- ・報告内容について、委託者が不足と判断した場合には、修正を指示することがある。修正後の報告についても契約期間内に終わらせるようにすること。

8. 報告書の作成

- ・実施した事業の内容、事業成果、韓国市場に対して翌年度以降に徳島県が行うべきプロ

モーションについての提言を行うこと。なお、撮影した記録写真等については、データ形式で納品し、委託者に対し納品データの使用权を認めること。

- ・事業成果については、「6.成果指標」の他、下記項目を参考した分析結果も含めること。

【検証項目】

- ① インプレッション数、リーチ数、クリック数、シェア、コメント数等
- ② ユーザー属性（年齢、性別）
- ③ 認知後の行動履歴（可能な範囲）または類似データ

※指定する流入同線への流入数など

ア 提出期限

令和 8 年 3 月 3 1 日（火）

イ 提出先

〒 7 7 0 - 8 5 7 0

徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県観光スポーツ文化部 観光誘客課プロジェクト推進担当

電 話 0 8 8 - 6 2 1 - 2 3 4 1

E-mail kankouyuukyakuka@pref.tokushima.lg.jp

ウ 部数

実施報告書（A4 版カラー冊子） 3 部、電子媒体（データ可） 1 部

9. 業務実施にあたっての留意事項

- （1）委託業務の開始から終了までの間、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施を行うために、定期的に連絡調整を行うこと。
- （2）本契約業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの業務の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。
- （3）この業務委託により生じた著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利含む）については、原則として委託者に帰属させるものとする。
- （4）本業務に用いた資料及び計算根拠等は全て明確にしておき、当局からの要求があった場合は速やかに説明、報告できるようにしておくこと。
- （5）本業務の実施にあたり必要な手続き及び届出等（業務者への情報取得等）は受託者において行うものとする。
- （6）本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上、処理すること。